

V 情 報 提 供

1 附属機関等の会議の公開

市政の重要事項を審議するなどの本市政策の企画立案に重要な役割を担う審議会等については、より公正な運営を図り、市民の市政参画の機会を拡充するため、原則として、その会議を公開しています。

(1) 制度の概要

① 対象となる会議

市民や学識経験者等が委員で、法律又は条例で設置される附属機関や要綱で設置される協議会等（以下「附属機関等」）が対象です。

（例外） ・関係団体等との連絡調整が主なもの ・市職員のみで構成されるもの
 ・イベントの実行委員会等 ・その他対象とすることが不適当なもの

② 原則公開

会議は原則として公開で行われます。ただし、次のような場合は非公開となることがあります。

（例外） ・会議の内容が情報公開条例の非公開情報に関するものであるとき
 ・会議の公開により会議の適正な運営に著しい支障が生じると認められるとき

③ 会議開催のお知らせ

会議の開催日時等の情報を、福岡市情報プラザと福岡市のホームページにてお知らせしています。

(2) 会議の公開状況

対象となる会議の令和3年度の公開状況は、表11及び表12のとおりです。

表11 機関数

（単位：機関）

| | 附属機関 | | 協議会等 | |
|-----------------------|------|------|------|------|
| | R2年度 | R3年度 | R2年度 | R3年度 |
| 会議の全てを公開とした附属機関等 | 31 | 27 | 181 | 192 |
| 会議の一部を公開とした附属機関等 | 10 | 11 | 22 | 24 |
| 会議の全てを非公開とした附属機関等 | 15 | 17 | 63 | 73 |
| 当該年度に会議が開催されなかった附属機関等 | 31 | 31 | 71 | 63 |
| 合 計 | 87 | 86 | 337 | 352 |

表12 会議開催数

（※福岡市介護認定審査会及び福岡市障がい者介護給付費等認定審査会を除く。）

（単位：回）

| | 附属機関 | | 協議会等 | |
|------------|------|------|------|------|
| | R2年度 | R3年度 | R2年度 | R3年度 |
| 全部公開 | 66 | 72 | 527 | 528 |
| 一部公開 | 21 | 26 | 29 | 33 |
| 非公開 | 211 | 220 | 514 | 614 |
| 会議開催回数（合計） | 298 | 318 | 1070 | 1175 |

2 情報公表施策に関する状況

情報公開条例に基づき市が自主的に公表する義務がある情報の公表状況（令和4年3月末現在）は表13のとおりです。

表13

（単位：件）

| 区 分 | 公表件数 | |
|---|------|------|
| | R2年度 | R3年度 |
| 市の基本的な計画・方針 | 54 | 55 |
| 市の基本的な計画・方針の中間段階における案 （パブリック・コメント手続） | 7 | 11 |
| 市が行う主要な事務又は事業の実施状況 | 391 | 364 |
| 附属機関等の答申、報告書、議事録、会議資料等 | 188 | 185 |
| 公開請求が多いため、情報の公表を行うもの | 17 | 19 |
| その他実施機関が定めるもの | 7 | 7 |

※ ただし市の基本的な計画・方針の中間段階における案（パブリック・コメント手続）については、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に公表した件数。

3 情報提供施策に関する状況

(1) 情報提供の状況

福岡市では、市役所本庁舎1階の情報プラザにて、市が作成した印刷刊行物やパンフレット等の資料を備え、市民に提供しています。

(2) 情報公開室での情報提供

情報公開室では、公開請求者等の希望により、公開決定した公文書の補足資料の情報を提供することがあります（複写の費用については公文書公開請求の写しの費用に同じ）。